

平成27年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会
次 第

日 時 平成27年7月2日（木）

午後2時15分～

場 所 平塚市役所本館7階 710会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選任（公益を代表する委員から選出）
- (2) 会長職務代理者の選任
- (3) 平成27年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について
- (4) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
- (5) その他

3 閉 会

平成27年度当初予算（歳入）及び概要説明（単位：千円）

款	本年度当初	前年度当初	比較	概要説明
1 国民健康保険税	6,353,562	6,490,905	▲137,343	医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合算見込額を計上
2 一部負担金	20	20	0	支払猶予された一部負担金を納付するときの科目を設定
3 国庫支出金	5,580,769	5,458,077	122,692	歳出の一般被保険者に係る療養給付費などの助成対象に対応した、法に基づく負担金・補助金の見込額を計上
4 療養給付費等交付金	1,133,972	1,545,497	▲411,525	退職被保険者等の療養の給付等に充てるため、社会保険診療報酬支払基金からの交付金見込額を計上
5 前期高齢者交付金	8,100,858	7,932,881	167,977	前期高齢者（65歳～74歳）の偏在による医療費等の不均衡を調整する交付金の交付見込額を計上
6 県支出金	1,642,496	1,517,264	125,232	国民健康保険事業に係る県負担金・補助金の見込額を計上
7 共同事業交付金	7,193,969	3,075,837	4,118,132	高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業による交付金の見込額を計上
8 財産収入	4	8	▲4	療養給付費等支払準備基金積立金(3,916,543円)の利子収入を計上
9 繰入金	3,402,802	3,402,528	274	保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金など、一般会計からの繰入金を計上
10 繰越金	450,000	450,000	0	前年度からの繰越見込額を計上
11 諸収入	22,548	19,983	2,565	延滞金のほか第三者納付金及び不当利得に係る返納金等の見込額を計上
歳入合計	33,881,000	29,893,000	3,988,000	

平成27年度当初予算(歳出)及び概要説明 (単位:千円)

款	本年度当初	前年度当初	比較	概要説明
1 総務費	392,043	345,411	46,632	診療報酬明細書の共同電算処理に係る手数料や物件費、人件費、県国民健康保険団体連合会負担金、徴税費、運営協議会費などを計上
2 保険給付費	20,072,848	20,229,241	▲156,393	一般及び退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等を見込む
3 後期高齢者支援金等	4,330,227	4,305,241	24,986	後期高齢者を支えるための現役世代からの支援金等の納付額を見込む
4 前期高齢者納付金等	6,324	7,477	▲1,153	前期高齢者(65歳～74歳)の偏在による医療費の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合等により納付する納付金等を見込む
5 老人保健拠出金	300	300	0	平成25年度の額確定による精算見込額を計上(概算額で拠出し、2年後に精算)
6 介護納付金	1,581,364	1,655,237	▲73,873	介護第2号被保険者に係る概算介護納付金を見込む(概算額で納付し、2年後に精算)
7 共同事業拠出金	7,193,989	3,075,857	4,118,132	高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の財源となる拠出金を見込む
8 保健事業費	255,689	234,757	20,932	特定健康診査・特定保健指導及び医療費通知等保健事業に係る経費と、直営診療施設である市民病院に対して交付される見込みの特別調整交付金を、病院事業会計へ支出するための負担金として計上
9 基金積立金	4	8	▲4	療養給付費等支払準備基金積立金の利子を基金に積み立てるもの
10 諸支出金	43,212	34,471	8,741	過年度分の保険税過誤納還付金等を見込む
11 予備費	5,000	5,000	0	不測の支払いに対する備えとして計上
歳出合計	33,881,000	29,893,000	3,988,000	

当初予算総括表

参考資料

平成27年度当初予算総括表

H27.1.16 単位 千円

歳 入		27年度当初	26年度当初	比 較
科 目				
1	国民健康保険税	6,353,562	6,490,905	▲137,343 (97.9)
	一般被保険者国民健康保険税	6,120,379	6,146,123	▲25,744 (99.6)
	現年課税分	5,866,791	5,900,616	▲33,825 (99.4)
	一般被保険者医療給付費分現年課税分	4,420,306	4,452,349	▲32,043 (99.3)
	一般被保険者後期高齢者支援金分現年課税分	1,023,019	1,029,416	▲6,397 (99.4)
	一般被保険者介護納付金分現年課税分	423,466	418,851	4,615 (101.1)
	滞納繰越分	253,588	245,507	8,081 (103.3)
	一般被保険者医療給付費分滞納繰越分	184,438	179,112	5,326 (103.0)
	一般被保険者後期高齢者支援金分滞納繰越分	44,630	44,192	438 (101.0)
	一般被保険者介護納付金分滞納繰越分	24,520	22,203	2,317 (110.4)
	退職被保険者等国民健康保険税	233,183	344,782	▲111,599 (67.6)
	現年課税分	225,408	336,811	▲111,403 (66.9)
	退職被保険者等医療給付費分現年課税分	154,041	226,797	▲72,756 (67.9)
	退職被保険者等後期高齢者支援金分現年課税分	36,256	52,535	▲16,279 (69.0)
	退職被保険者等介護納付金分現年課税分	35,111	57,479	▲22,368 (61.1)
	滞納繰越分	7,775	7,971	▲196 (97.5)
	退職被保険者等医療給付費分滞納繰越分	5,084	5,276	▲192 (96.4)
	退職被保険者等後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,306	1,324	▲18 (98.6)
	退職被保険者等介護納付金分滞納繰越分	1,385	1,371	14 (101.0)
2	一部負担金	20	20	0 (100.0)
3	国庫支出金	5,580,769	5,458,077	122,692 (102.2)
	国庫負担金	5,186,719	5,140,467	46,252 (100.9)
	療養給付費等負担金(現年度分)	4,979,189	4,930,549	48,640 (101.0)
	療養給付費等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
	高額医療費共同事業負担金	176,776	181,440	▲4,664 (97.4)
	特定健康診査等負担金(現年度分)	30,734	28,458	2,276 (108.0)
	特定健康診査等負担金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
	国庫補助金	394,050	317,610	76,440 (124.1)
	財政調整交付金	383,974	317,600	66,374 (120.9)
	災害臨時特例補助金	10	10	0 (100.0)
	事務費補助金	10,066		10,066
	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金			0
4	療養給付費等交付金	1,133,972	1,545,497	▲411,525 (73.4)
	療養給付費等交付金(現年度分)	1,133,962	1,545,487	▲411,525 (73.4)
	療養給付費等交付金(過年度分)	10	10	0 (100.0)
5	前期高齢者交付金	8,100,858	7,932,881	167,977 (102.1)
6	県支出金	1,642,496	1,517,264	125,232 (108.3)
	県負担金	207,510	209,898	▲2,388 (98.9)
	高額医療費共同事業負担金	176,776	181,440	▲4,664 (97.4)
	特定健康診査等負担金	30,734	28,458	2,276 (108.0)
	県補助金	1,434,986	1,307,366	127,620 (109.8)
	県財政調整交付金	1,434,986	1,307,366	127,620 (109.8)
	連合会支出金			0
7	共同事業交付金	7,193,969	3,075,837	4,118,132 (233.9)
	高額医療費共同事業交付金	707,107	725,761	▲18,654 (97.4)
	保険財政共同安定化事業交付金	6,486,862	2,350,076	4,136,786 (276.0)
8	財産収入	4	8	▲4 (50.0)
9	繰入金	3,402,802	3,402,528	274 (100.0)
	保険基盤安定繰入金	942,107	923,276	18,831 (102.0)
	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	768,977	753,820	15,157 (102.0)
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	173,130	169,456	3,674 (102.2)
	職員給与費等繰入金	381,599	345,411	36,188 (110.5)
	出産育児一時金等繰入金	99,120	111,440	▲12,320 (88.9)
	国保財政安定化支援事業繰入金	85,704	77,466	8,238 (110.6)
	その他一般会計繰入金	1,894,272	1,944,935	▲50,663 (97.4)
10	繰越金	450,000	450,000	0 (100.0)
11	諸収入	22,548	19,983	2,565 (112.8)
	延滞金、加算金及び過料	1,230	130	1,100 (946.2)
	一般被保険者延滞金	1,200	100	1,100 (1200.0)
	退職被保険者等延滞金	10	10	0 (100.0)
	一般被保険者加算金	10	10	0 (100.0)
	退職被保険者等加算金	10	10	0 (100.0)
	雑入	21,318	19,853	1,465 (107.4)
	一般被保険者第三者納付金	19,768	17,951	1,817 (110.1)
	退職被保険者等第三者納付金	40	40	0 (100.0)
	一般被保険者返納金	795	1,012	▲217 (78.6)
	退職被保険者等返納金	10	10	0 (100.0)
	指定公費負担医療立替交付金	700	840	▲140 (83.3)
	老人保健拠出金還付金	5		5
	歳 入 合 計	33,881,000	29,893,000	3,988,000 (113.3)

当初予算総括表

平成27年度当初予算総括表

H27.1.16 単位 千円

科 目	歳 出		比 較	
	27年度当初	26年度当初		
1 総務費	392,043	345,411	46,632	(113.5)
総務管理費	277,129	254,449	22,680	(108.9)
一般管理費	275,373	252,376	22,997	(109.1)
職員給与費	205,214	205,057	157	(100.1)
国民健康保険庶務事業	70,159	47,319	22,840	(148.3)
連合会負担金	1,756	2,073	▲317	(84.7)
徴税費	114,005	90,036	23,969	(126.6)
運営協議会費	909	926	▲17	(98.2)
2 保険給付費	20,072,848	20,229,241	▲156,393	(99.2)
療養諸費	17,660,281	17,815,424	▲155,143	(99.1)
一般被保険者療養給付費	16,550,389	16,365,741	184,648	(101.1)
退職被保険者等療養給付費	826,399	1,156,968	▲330,569	(71.4)
一般被保険者療養費	235,451	237,417	▲1,966	(99.2)
退職被保険者等療養費	8,999	14,111	▲5,112	(63.8)
審査支払手数料	39,043	41,187	▲2,144	(94.8)
高額療養費	2,240,162	2,222,671	17,491	(100.8)
一般被保険者高額療養費	2,118,483	2,043,010	75,473	(103.7)
退職被保険者等高額療養費	120,638	177,814	▲57,176	(67.8)
一般被保険者高額介護合算療養費	694	1,231	▲537	(56.4)
退職被保険者等高額介護合算療養費	347	616	▲269	(56.3)
移送費	500	500	0	(100.0)
一般被保険者移送費	300	250	50	(120.0)
退職被保険者等移送費	200	250	▲50	(80.0)
出産育児諸費	148,755	167,246	▲18,491	(88.9)
出産育児一時金	148,680	167,160	▲18,480	(88.9)
支払手数料	75	86	▲11	(87.2)
葬祭諸費	23,150	23,400	▲250	(98.9)
3 後期高齢者支援金等	4,330,227	4,305,241	24,986	(100.6)
後期高齢者支援金	4,329,867	4,304,886	24,981	(100.6)
後期高齢者関係事務費拠出金	360	355	5	(101.4)
4 前期高齢者納付金等	6,324	7,477	▲1,153	(84.6)
前期高齢者納付金	5,969	7,094	▲1,125	(84.1)
前期高齢者関係事務費拠出金	355	383	▲28	(92.7)
5 老人保健拠出金	300	300	0	(100.0)
老人保健医療費拠出金	100	100	0	(100.0)
老人保健事務費拠出金	200	200	0	(100.0)
6 介護納付金	1,581,364	1,655,237	▲73,873	(95.5)
7 共同事業拠出金	7,193,989	3,075,857	4,118,132	(233.9)
高額医療費共同事業拠出金	707,107	725,761	▲18,654	(97.4)
保険財政共同安定化事業拠出金	6,486,862	2,350,076	4,136,786	(276.0)
その他共同事業事務費拠出金	20	20	0	(100.0)
8 保健事業費	255,689	234,757	20,932	(108.9)
保健事業費	35,707	17,072	18,635	(209.2)
保健普及事業	16,007	17,072	▲1,065	(93.8)
病院事業費	19,700		19,700	
特定健康診査等事業費	219,982	217,685	2,297	(101.1)
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	205,007	202,710	2,297	(101.1)
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	14,975	14,975	0	(100.0)
9 基金積立金	4	8	▲4	(50.0)
10 諸支出金	43,212	34,471	8,741	(125.4)
償還金及び還付加算金	42,512	33,631	8,881	(126.4)
一般被保険者保険税還付金	37,880	29,400	8,480	(128.8)
退職被保険者等保険税還付金	2,116	2,116	0	(100.0)
償還金(国県支出金返還金)	5	5	0	(100.0)
償還金(特別返還金)			0	
一般被保険者還付加算金	2,406	2,005	401	(120.0)
退職被保険者等還付加算金	100	100	0	(100.0)
療養給付費等交付金返還金	5	5	0	(100.0)
指定公費負担医療立替金	700	840	▲140	(83.3)
11 予備費	5,000	5,000	0	(100.0)
歳 出 合 計	33,881,000	29,893,000	3,988,000	(113.3)

平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）
～ 低所得者に係る国民健康保険税の
軽減判定所得の見直しについて ～

1 改正の要旨

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引き上げを行うものです。

(1) 5割軽減基準額

【改正前】

33万円 + 24万5,000円 × 被保険者数*

【改正後】

33万円 + 26万円 × 被保険者数*

(2) 2割軽減基準額

【改正前】

33万円 + 45万円 × 被保険者数*

【改正後】

33万円 + 47万円 × 被保険者数*

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。ただし、移行後も継続して同じ世帯であることが条件です。

2 改正の理由等

平成27年度税制改正の大綱では、国民健康保険税の軽減措置について、物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益分保険税の軽減対象から外れないようにするため、前記1に記載した5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の基準額を引き上げる内容の記述が盛り込まれました。

この国民健康保険税の軽減判定所得の基準につきましても、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

しかしながら、当該施行令の改正政令の公布は3月末となり、4月1日から施行されるものと見込まれました。そこで、平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、市長の専決処分とし、3月31日付けで公布いたしました。

3 施行日

平成27年4月1日

平塚市国民健康保険税条例の一部改正に伴う新旧対照表

— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>24万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p>	<p>地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得を改定するため、規定を整備する。</p>

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>2 省略</p>	

改革後の国保の運営のあり方について（都道府県と市町村の役割）

改革の方向性		
1 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の<u>国保運営に中心的な役割</u>を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、<u>都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針</u>を示し、<u>市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u> 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3 資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (<u>被保険者証等の発行</u>)
4 保険料の決定 賦課・徴収	・標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた <u>賦課・徴収</u>
5 保険給付	・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u> ・市町村が行った保険給付の点検	・ <u>保険給付の決定</u> ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6 保健事業	・市町村に対し、必要な助言・支援	・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u>